

# 公 告

黒潮町公告第13号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画は、同法第13条第1項の規定に基づき変更したので、同条第3項において準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写を同条第3項において準用する第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月19日

黒潮町長 大西 勝也



- 1 変更後の黒潮（黒潮町）農業振興地域整備計画書写の縦覧場所  
黒潮町本庁農業振興課  
黒潮町入野5893番地  
黒潮町佐賀支所海洋森林課  
黒潮町佐賀1092番地1  
黒潮町ホームページ